

# 令和4年12月1日以降、国土交通省に認められた学校・学科（管工事施工管理）

（受験の手引 別冊「指定学科・専修学校等一覧」作成後に認められたもの）

1. 学校により個別に指定学科に準ずると認められている学科
2. 大学・短期大学指定学科卒業同等と認められている学校・学科
3. 専修学校等で指定学科と認められている学校・学科
4. 職業訓練施設で指定学科と認められているもの
5. 職業訓練施設で実務経験として認められているもの

◆注意

- ① 学校区分ごとに追加となった学校・学科を乗せてありますが、追加となった学校・学科がない場合は「－」と記してあります。
- ② コース・講座・専攻等の記載がある学科は、該当のコース・講座・専攻等が記載された、「卒業証明書」が必要です。
- ③ ※印が付いている学科は履修条件があり、「卒業証明書」のほかに履修科目及び単位数が確認できる証明書（成績証明書など）が必要です。ご自身の履修科目・取得単位数が履修条件を満たすかを確認した上でお申し込みください。履修条件を満たさない方は、「指定学科以外」の卒業扱いとなります。

## 1. 学校により個別に指定学科に準ずると認められている学科

学 校 名		学 科 コ ー ド	
<b>大 学（学校コード「1」）</b>			
か	京都工芸繊維大学	情報工学課程(地域創生Tech Program)＜令和4年度以降の入学者＞※	④
		情報工学課程＜令和4年度以降の入学者＞※	
		電子システム工学課程(地域創生Tech Program)＜令和4年度以降の入学者＞※	
		電子システム工学課程＜令和4年度以降の入学者＞※	
		デザイン・建築学課程(地域創生Tech Program)＜令和4年度以降の入学者＞※	
		デザイン・建築学課程＜令和4年度以降の入学者＞※	
国士舘大学	理工学科 機械工学系＜平成19年度以降の入学者＞	⑤	
た	千葉大学	総合工学科 建築学コース＜平成29年度以降の入学者＞	⑥
	東北工業大学	情報通信工学科＜平成24年度～平成28年度の入学者＞	④
		情報通信工学科＜平成29年度以降の入学者＞	
は	法政大学	システム制御工学科＜平成7年度以降の入学者＞	④
ま	明星大学	総合理工学科 建築学系＜令和元年以降の入学者＞	⑥
や	横浜国立大学	数物・電子情報系学科 電子情報システム教育プログラム＜平成23年度以降の入学者＞※	④
		機械工学・材料系学科 機械工学教育プログラム	⑤
		機械・材料・海洋系学科 機械工学教育プログラム	
わ	和歌山大学	システム工学科(環境科学メジャーおよび建築・ランドスケープメジャーを選択履修)＜令和5年度以降の入学者＞※	②
<b>短期大学（学校コード「3」）</b>			
－	－	－	－
<b>高等専門学校(5年制以上)（学校コード「4」）</b>			
か	鹿児島工業高等専門学校	都市環境デザイン工学科＜令和4年度以降の入学者＞※	①
<b>高等学校（学校コード「6」）</b>			
－	－	－	－
<b>中等教育学校(中高一貫6年)（学校コード「6」）</b>			
－	－	－	－

2. 大学・短期大学指定学科卒業同等と認められている学校・学科

学 校 名		学 科 コード
高等専門学校 専攻科 大学卒業と同等以上と認められている学校・学科 (学校コード「1」)		
か	鹿児島工業高等専門学校	専攻科 建設工学専攻 同校の都市環境デザイン工学科を卒業後、同校専攻科「建設工学専攻」を修了者した者<令和4年度以降の入学者> ※
		①
高等学校 専攻科 短期大学卒業と同等以上と認められている学校・学科 (学校コード「3」)		
—	—	—

3. 専修学校等で指定学科と認められている学校・学科

学 校 名		学 科 コード
大学卒業と同等以上と認められている学校・学科 (学校コード「1」)		
—	—	—
短期大学卒業と同等以上と認められている学校・学科 (学校コード「3」)		
か	群馬日建工科専門学校	建築インテリアデザイン科<平成29年度以降の入学者>
		⑥
は	八戸工業高等専門学校	産業システム工学科 電機情報工学コース<平成27年度以降の入学者> 産業システム工学科 機械システムデザインコース<平成27年度以降の入学者>
		⑤
高等学校卒業と同等以上と認められている学校・学科 (学校コード「7」)		
—	—	—

4. 職業訓練施設で指定学科と認められているもの

施 設 名		学 科 コード
職業訓練施設 大学卒業と同等以上と認められている訓練課程・訓練科 (学校コード「1」)		
—	—	—
職業訓練施設 短期大学卒業と同等以上と認められている訓練課程・訓練科 (学校コード「3」)		
—	—	—

※ 該当する職業訓練を修了された方は、「修了証明書」が必要です。

5. 職業訓練施設で実務経験として認められているもの

施 設 名		訓 練 期 間 ☆
あ	青森県立弘前高等技術専門校	短期課程 ライフライン設備課
		1年

※ 訓練期間のうち実務経験年数に算入可能なのは、受験資格に必要な実務経験年数の3分の2までです。

※ 1. ～4. に該当する指定学科を卒業(修了)した方も、5. に該当する訓練施設を修了した場合は、その期間を実務経験に算入することができます。

※ 「修了証明書」が必要です。「修了証明書」が発行されない訓練施設は、「修了証書の写し」を提出してください。